

委託契約における特命随意契約の結果について
 (地方自治法施行令第167条の2第1項第3号及び第4号の規定による契約を除く)

案件名称	契約日	契約の相手方	契約金額 (円)	随意契約理由 (根拠法令)	担当部署 (問合せ先)
神戸市中小製造業訪問事業	R4. 10. 3	特定非営利活動法人産業人OBネット	1,679,700	本業務は、短期間で遂行するため、中小製造業が抱える幅広い課題に対し、きめ細かく指導・助言できる専門的な知見を有する人材を数多く擁する体制が必要である。委託候補団体は、中小企業などの経営面及び技術面での課題解決を支援するため、豊富な知見・人脈と経験を持った企業OB約120名が所属する特定非営利活動法人であり、本業務を確実に遂行できる最も適切な事業者である。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当)	工業課
ファッション産業発信事業	R5. 3. 10	株式会社毎日放送	11,015,000	本業務は、「神戸コレクション」の知名度・集客力をもって、ファッション産業の認知度向上を図ることが目的であり、当該事業者は、本業務の企画に必要な知識、ノウハウ、経験、ネットワーク、さらに、様々な媒体を駆使した高い情報発信力を有しており、効率的で効果的なPRを実現することができることから、当該事業者に委託することが最適である。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当)	ファッション産業課